様式第11号（第13条関係）

地域生活支援事業　支給変更決定通知書

　　　第　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

地域生活支援事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者証番号 |  | 支給決定障害者（保護者）氏名 |  |
| 変更年月日 | 　　年　　月　　日 | 支給決定に係る障害児氏名 |  |
| 変更の内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |

利用者証を丸亀市 　　部 　　課に提出してください。ただし、既に利用者証を提出されている方は、不要です。

提出先　　　丸亀市 　　部 　　課　　　　住所　　　　丸亀市

提出期限　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

不服申立て及び取消訴訟

１　　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。

２　　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。

問い合わせ先

丸亀市　　　　　部　　　　　課

住所

電話